b　競争参加資格確認申請書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として令和３年１月15日までに申請し受理されていること。

また、令和３年４月１日に上記と同一の競争参加資格の認定を得ていること。認定が得られない場合は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、その者のした入札は無効とする。

※受理確認資料として、インターネット申請を行った者にあっては、データ申請後に発行される「仮受付票」メールの写し及びインターネット一元受付による申請書の「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」のページ（別添参考例①）の写しを、郵送による申請を行った者については、申請後に発行される「受理票」はがき及び申請書様式①－１、①－２の写しをそれぞれ提出のこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

c　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

e　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　設計共同体

上記①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年１月12日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から宮城県内水質分析業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記７「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別入札説明書に示す期間とする。

③　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（共通入札説明書参照）。

④　業務実施体制に関する要件

①　競争参加資格確認申請者は、計量証明の登録のある事業所（宮城県内に限る。）を使用して分析の実施が可能であること。または、東北技術事務所の水質試験室及び試験機器を使用して分析の実施が可能であること。

②　業務の主たる部分を再委託しないこと。競争参加資格申請者は、次に示す項目について自社の担当者によって実施出来なければならない。

ａ　生活環境項目の分析

（pH、ＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数、ＣＯＤ、総窒素、総リン）

ｂ　資料整理

・分析野帳の整理
・月別水質分析結果表の作成
・水文水質データベース入力支援システム様式への分析データ入力

③　競争参加資格確認申請者は、水質事故など水質異常時の分析対応ができるよう常に連絡が取れる体制及び分析ができる体制を確保出来るものでなければならない。

⑵　指名競争入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

⑶　参加表明書の提出者に対する要件

①　同種業務等の実績

下記［１］から［２］のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、［１］は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年度以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とし、［２］は平成22年度以降公示日までに実施した研究実績とする。

［１］　同種業務：公共用水域、上下水道又は工業用水における水質分析、水質試験業務

［２］　研究：水質管理又は水質等の分析に関する研究実績

②　［１］の実績として挙げた業務実績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③　入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。

ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

⑷　配置予定技術者に対する要件　配置予定技術者に対する要件は入札説明書による。

⑸　入札説明書等の入手に関する要件　入札に参加しようとする者は、参加表明書提出時、技術提案書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の入札説明書及び入札に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（差替、変更分含む。）のうち最新のものを、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。ただし、契約担当官等の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

資料をダウンロードしない者又は契約担当官等の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法は共通入札説明書及び個別入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒985－0842 宮城県多賀城市桜木三丁目６－１　国土交通省東北地方整備局東北技術事務所経理課契約係　電話022－365－7968　ＦＡＸ022－365－8249

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から入札開始日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）により電子データを交付するので、上記４⑴にその旨連絡すること。

⑶　参加表明書の提出期限等

提出期限：令和３年１月26日12時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下、「持参等」という。）により４⑴に提出するものとする。